

松原市地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、松原市（以下「市」という。）と建設工事の工事請負契約（以下「工事請負契約」という。）を締結している請負者（以下「請負者」という。）が、地域建設業経営強化融資制度について（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号。以下「審議官通達」という。）に基づき実施される地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）を利用する場合における工事請負代金債権（以下「債権」という。）の譲渡承諾手続に関し必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 融資制度の対象工事は、市が発注する請負代金額が1,300,000円を超える工事請負契約のうち次の各号に掲げるものを除くものとする。ただし、複数年度工事にあつては、最終年度であつて、かつ年度内に終了が見込まれる場合のみ対象とする。

- (1) 公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証を付した工事請負契約
- (2) 当該請負工事の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事請負契約
- (3) 前2号に掲げるもののほか、請負者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適當な事由があると市長が認める工事請負契約

(債権譲渡の範囲)

第3条 譲渡される債権は、当該請負工事が完成した場合においては、工事請負契約に基づく検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から、既に支払をした前払金、部分払金、本件工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額及び本件工事請負契約以外により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約に基づく出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から、既に支払をした前払金、部分払金、本件工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額のうち工事履行保証契約等により確保されなかった金額及び工事請負契約以外により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

- 2 工事請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。なお、請負代金額が増減した場合は、債権譲渡人は、速やかに債権譲受人にその旨を書面により通知するものとする。

(債権譲渡人及び債権譲受人の範囲)

第4条 債権の譲渡人は、融資制度を利用しようとする請負者のうち、審議官通達記1に定める中小・中堅元請建設業者（以下「債権譲渡人」という。）とし、債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は融資制度による資金の貸付事業を行うために財団法人建設業

振興基金（以下「振興基金」という。）の債務保証を受けた者（審議官通達記6に定める者）とする。

（債権譲渡の承諾申請）

第5条 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次の書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、当該工事請負契約に係る契約担当部局に持参して行うものとし、郵送による提出は認めない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 3通
- (2) 締結済の債権譲渡契約証書（停止条件付債権譲渡契約であることとし、様式は地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて（平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号。以下「会計課長通達」という。）に定める様式3とする。なお、国土交通省において会計課長通達が改正された場合には、改正後の会計課長通達に基づくものとする。）の写し 1通
- (3) 審議官通達記13に定める支払状況及び支払計画の写し 1通
- (4) 工事履行報告書（様式第2号） 1通
- (5) 発行日から3箇月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑登録証明書 各1通
- (6) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合にあっては、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通（約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。）
- (7) 振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し 1通

2 前項の債権譲渡承諾依頼書等の受付期間は、当該工事の出来高（複数年度工事にあつては最終年度の工事に係る出来高）が、同項第4号の工事履行報告書により2分の1以上に到達したと認められる日から、当該工事請負契約の履行期間末日の2週間前までとする。

（債権譲渡の承諾基準）

第6条 債権譲渡は、次に掲げる事項のすべてが確認された場合に承諾するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書が提出されていること。
 - ア 定められた必要事項のすべてが記載されていること。
 - イ 債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、工事請負契約書（代表者で契約している場合）及び印鑑登録証明書と一致していること。なお、工事請負契約書に実印以外の印を使用している等の場合には、必要に応じて入札参加資格審査の確認書類等により確認するものとする。
 - ウ 債権譲受人の所在地、名称、代表者氏名及び実印が、印鑑登録証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写しに記載されている被保証者名と一致していること。
 - エ 工事名、契約締結日、工事場所、工期に誤りがなく、かつ、第2条に定める対象工事であること。

- オ 請負代金額、支払済前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額（申請時時点）が、工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
- (2) 締結済の債権譲渡契約証書の写しが提出されていること。
- ア 前条第1項第2号に定める債権譲渡契約証書を使用していること。
- イ 債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、債権譲渡承諾依頼書のものと同じしていること。
- (3) 支払状況・支払計画書の写しが提出されていること。
- ア 審議官通達記13に定める債権譲受人による確認を受けたものであること。
- (4) 工事履行報告書が提出されていること。
- ア 工事進捗率（複数年度工事にあつては最終年度の工事に係る工事進捗率）が2分の1以上であることが確認できること。
- (5) 印鑑登録証明書が提出されていること。
- ア 発行日から3箇月以内のものであり、原本が提出されていること。
- (6) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。
- ア 承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。
- イ 市に提出済の保険又は保証証書等とアの相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。
- (7) 振興基金が債権譲受人に対して発行した融資制度についての債務保証承諾書（根保証用）の写しが提出されていること。
- (8) 当該工事請負契約が解除されていないこと又は工事請負契約に基づく契約の解除事由に該当するおそれがないこと。
- (9) 債権譲渡人が当該工事代金債権者であること。

（債権譲渡の承諾）

第7条 債権譲渡の承諾は、第5条に基づく適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、前条の事項を確認した上で、債権譲渡承諾書を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。

2 前項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、2週間以内に遅滞なく行うものとする。（やむを得ない事情で、2週間以内に交付できない場合には、その旨を速やかに債権譲渡人に連絡するものとする。）

（債権譲渡の不承諾）

第8条 申請に係る工事が第2条に定める対象工事に該当しない場合、第5条に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合、第6条に基づく必要な確認ができない場合又は市長が承諾を行うことが不相当と認める場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、速やかに、債権譲渡人及び債権譲受人に、承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（融資実行の報告）

第9条 第7条による承諾後、債権譲渡人と債権譲受人が金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて市に融資実行報告書（様式第4号）を提出するものとする。

2 融資実行報告書を受領した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更する。

3 債権譲渡人が、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、審議官通達記14に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに市に公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

（融資時の出来高確認）

第10条 融資制度における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。なお、この出来高確認は、市が行う出来形部分の検査を拘束するものではない。

2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲受人は、出来高確認協力依頼書（様式第5号）を提出するものとする。

3 出来高確認協力依頼書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場の立入りを承認する。

（請負代金等の請求）

第11条 債権譲受人は、工事請負契約に定められた検査、引渡し等の所定の手続を経て、部分払金及び請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で、支払を請求することができる。なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は請負代金等の請求をすることができない。

2 債権譲受人は、工事請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を請求するときは、工事請負代金請求書（第7条に基づき市が交付した債権譲渡承諾書の写し、締結済の債権譲渡契約証書の写し及び融資実行報告書の写しを添付したもの）を提出するものとする。

（様式類の整備）

第12条 融資制度を実施するに当たって必要な様式類等でこの要領に定めのないものは、融資制度の監督官庁若しくは振興基金若しくは保証事業会社が定め、又は債権譲受人が、当該債権譲受人の監督行政庁、融資制度の監督官庁、振興基金等と協議の上、必要な手続を経て定めたものによる。

（不正時の対応）

第13条 融資制度の監督官庁、債権譲受人の監督行政庁、振興基金、捜査機関等が、請負人又は債権譲受人が融資制度に関し不正を行ったと認めたときは、第4条の規定にかかわらず、市は当該不正を行った債権譲渡人又は債権譲受人を融資制度の対象から除外す

るものとする。

- 2 債権譲渡人又は債権譲受人が市に提出した書面が明らかに偽造、改ざん等がなされた不正なものであったときは、市は、融資制度の監督官庁、債権譲受人の監督行政庁及び振興基金にその事実を通報するものとする。

附 則

(実施期日)

- 1 この要領は、平成21年12月7日から実施する。
(失効)
- 2 この要領は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、平成23年3月7日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年2月27日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。